

## 議案第4号

取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正により本市も当該法律の適用を受けることとなるに伴い、取手市個人情報保護条例を廃止することから、当該条例を引用している条例について所要の整備を行うため、関係する条例の規定を一括して改正するものです。

取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(取手市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 取手市情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成12年条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 取手市情報公開条例(平成12年条例第6号。以下「情報公開条例」という。)、<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)</u>及び取手市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)<u>並びに取手市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第 号。以下「議会の個人情報保護条例」という。)</u>の規定による諮問に応じて審査するため、取手市情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審査会は、情報公開条例第13条、<u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項及び個人情報保護法施行条例第7条並びに議会の個人情報保護条例第45条第1項</u>の規定による諮問に応じて審査し、答申する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 取手市情報公開条例(平成12年条例第6号。以下「情報公開条例」という。)<u>及び取手市個人情報保護条例(平成12年条例第7号。以下「個人情報保護条例」という。)</u>の規定による諮問に応じて審査するため、取手市情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審査会は、情報公開条例第13条<u>及び個人情報保護条例第27条</u>の規定による諮問に応じて審査し、答申する。</p>

(取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例の一部改正)

第2条 取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>

第1条 取手市情報公開条例(平成12年条例第6号。以下「情報公開条例」という。)、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び取手市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)並びに取手市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第 号。以下「議会の個人情報保護条例」という。)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の適正かつ円滑な運営を推進するため、取手市情報公開及び個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、実施機関に対し、情報公開条例及び個人情報保護法の運営並びに特定個人情報(番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)の取扱いに関し報告を求め、情報公開条例のあり方について建議することができる。

2 審議会は、個人情報保護法施行条例第8条及び議会の個人情報保護条例第50条の規定により、実施機関からそれぞれ意見を求められたときは、調査審議し、答申する。

第1条 取手市情報公開条例(平成12年条例第6号。以下「情報公開条例」という。)及び取手市個人情報保護条例(平成12年条例第7号。以下「個人情報保護条例」という。)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の適正かつ円滑な運営を推進するため、取手市情報公開及び個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、実施機関に対し、情報公開条例及び個人情報保護条例の運営並びに特定個人情報(番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)の取扱いに関し報告を求め、両条例のあり方について建議することができる。

2 審議会は、個人情報保護条例第7条の2、第11条第2項第7号、第12条第2項及び第15条第1項第7号の規定により、実施機関からそれぞれ意見を求められたときは、調査審議し、答申する。

(取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部改正)

第3条 取手市みんなでいじめをなくすための条例(平成30年条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人情報の取扱い) 第24条 市は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>の規定により、</p>	<p>(個人情報の取扱い) 第24条 市は、<u>取手市個人情報保護条例(平成12年条例第7号)</u>の規定により、この条</p>

この条例の施行に当たって知り得た個人情報  
を保護し, 及び適正に取り扱わなければ  
ならない。

2 (略)

例の施行に当たって知り得た個人情報を  
保護し, 及び適正に取り扱わなければなら  
ない。

2 (略)

#### 付 則

この条例は, 令和5年4月1日から施行する。